

自己評価結果の公表事項(一時保護所)

施設名

名称	熊本県中央児童相談所 一時保護所
種別	一時保護所
施設長氏名	村上 善生
定員	18
所在地	熊本市東区長嶺南2丁目3-3
TEL	096(381)4451

I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障	評価
1 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a
【判断した理由・根拠】 今年度から意見聴取等措置が義務化されたことをうけ、事前又は一時保護後できるだけ早い時期に一時保護に係る説明や意見聴取が確実に行われるよう、専用シートを作成し活用している。併せて従前から使用している「権利ノート」により権利について重ねて説明している。入所後はオリエンテーションや朝礼で、相談できる人やアドボケイトの紹介をし、子どもたちの思いや意見を聞くことの説明をしている。子どもの年齢や理解に応じた説明も行われている。	
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障	評価
2 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
【判断した理由・根拠】 日記とアンケートを書く時間が設けられており、意見や要望等を自由に書き、意見箱に入れる仕組みがある。民間団体から訪問アドボケイトが毎週1回訪問し、こどもと触れ合いながら意見の形成・表明支援を行っている。また、アドボケイトによる定期的な権利ワークも実施されており、子どもたちのアドボカシーの理解が進んでいる。	
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障	評価
3 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護の理由や目的等については、児童の意見聴取等措置の施行を念頭に初動班や担当児童福祉司によって説明されることになっており、一時保護所ではオリエンテーション時や機会あるごとに生活する上でのルールを説明している。不服申し立ての方法等については、担当児童福祉司から保護者に伝えられている。時々、保護理由が理解できない子どもや納得していない子どもがいるが、彼らに対しても年齢や能力に合わせてより丁寧な説明と工夫を行っている。	
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障	評価
4 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
【判断した理由・根拠】 保護期間中も、担当児童福祉司が子どもと度々面接を行い、現状や見通しについて説明している。見通し等に不安を示す子どもには担当児童福祉司・児童心理司に面接を依頼し、子どもの合意を得るようにしている。ただし、子どもの年齢や発達状況によっては理解や納得を得るために時間を要する場合がある。	
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障	評価
5 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護の解除や解除後の生活に関する説明は担当児童福祉司が行うことになっている。一時保護解除にかかる意見聴取等措置は義務でもあるため、必要な事項の説明とこどもの意見の聴取を、その年齢や発達状態に合わせて確実にやっている。家庭復帰の場合は、家族面会をしたり、施設入所の場合は、施設職員との面会や施設見学の機会を持つこともある。退所の告知は退所直前に担当児童福祉司が行っているが、入所が長期化した子どもに対しては退所の見込みを伝えたり、大まかな日程を伝え、解除に際して子どもが心の準備をするための時間も配慮している。	
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障	評価
6 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護解除に当たっての支援プランは、子ども、保護者それぞれに分けて具体的に策定している。こどもには、特にSOSの出し方や気持ちを表出する場について具体的に説明を行っている。一時保護所でも、間もなく退所する児童に対し、通常の雰囲気保持と共に教材や制作物の返却の際に付けるコメントにも気を配っている。また、SOSの出し方、189ダイヤルの利用の仕方を教示している。	

I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障		評価
7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 閉鎖型の施設であり、外出、通学、通信、面会、行動等に関して一定の制限がある。入学式、卒業式、修学旅行等、担当児童福祉司と協議を行い、出来るだけ参加できるように支援している。親兄弟などの親族への手紙は担当児童福祉司を通して発送されている。所外レクレーションを月2回実施している。また、ウェブによる学習支援のため、Wi-Fi設備導入は検討中である。		
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障		評価
8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 令和4年4月に一時保護所内虐待防止マニュアルを作成している。子どもには虐待等があった時は、すぐに児童への聴き取りや必要に応じてケアを行い、ヒヤリハット報告で所内での共有がなされている。一時保護所職員で児童の問題行動に関する研修も毎年実施し、トラウマインフォームドケア等の視点の定着を図っている。		
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障		評価
9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 入所時、暴言暴力、いじめの禁止ルールを説明している。職員は注意を要する子どもについて、情報共有、観察を行い、場合によっては夜間の増員を行い、トラブルの未然防止に取り組んでいる。事案が起きた場合は、職員会議で報告し、要因分析も行い、再発防止に努めている。また、暴力に対処できるよう、所内の警察職員から研修を受けている。ただし、今年度は暴力事案が多発し、性加害の事案まで発生させてしまったことは大いに反省すべき。		
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障		評価
10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 入所時、外国籍、宗教等で食習慣や日課が違い、配慮が必要な子どもについての情報は、担当児童福祉司から一時保護所に伝えられている。宗教上食べられない食材に配慮した除去食や外国人で日本食が苦手な児童には主食としてパンを提供している。また、お守りを身に付けたいと訴えた児童に対して、身に付けることは出来ないが、居室に置く等の対応をとっている。		
I 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障		評価
11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 入所前、居室空間やトイレは男女で分かれていること、入浴は一人ずつ行うことを説明している。「男の子だから」「女の子らしく」等の性的な固定観念を押し付けることなく、本人の性自認を否定せず、受け入れている。同性が恋愛対象となる児童が入所している際、居室は一人部屋とする対応を行う等、トラブルが生じないようにしたり、女子の下着類をそれぞれの居室に干し、外部の視線を遮る配慮をしている。		
I 子ども本位の養育・支援 2養育・支援の基本		評価
12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a
【判断した理由・根拠】 職員は子どもの話を聞くことを大切にしている。一時保護所では「叱る大人はいるけど、怒る大人、叩く大人はいない」ということを子供が感じ、安心感・信頼感が醸成されるように取り組んでいる。また、子どもの日記に書かれた思いや感情などに寄り添い、温かく、優しいメッセージで応えており、信頼感を持てる養育・支援に取り組んでいる。しかしながら、今年度は様々な理由から職員が不足し十分な職員の見守り体制を取ることが難しかった。		

I 子ども本位の養育・支援 2 養育・支援の基本		評価
13 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		a
【判断した理由・根拠】 子どもの得意なことを褒めたり、長所を伸ばす声掛けを行い、自尊心を高めるような支援を行っている。職員が意識を持ってポジティブなメッセージを発信しており、子どものエンパワメントに繋げている。また、ミサंगा作り等の手芸をしたり、クリスマスや餅つき等、季節ごとの行事を楽しみ、エンパワメントに繋がる養育・支援に取り組んでいる。10月から学習指導員が2名とも不在となり、現在は職員が代理で行っているが、十分な活動は出来ていない。		
I 子ども本位の養育・支援 2 養育・支援の基本		評価
14 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか		a
【判断した理由・根拠】 生育歴や家族歴等の聴き取りは担当児童福祉司が行い、情報は一時保護所にも伝えられている。保護所内で子どもが自己開示を始めたら居室などに移動し、出来るだけ同性の職員が聴き取りするようにしていたり、事実確認面接前には不用意な聞き取りをしないなど、配慮している。また、警察からの聞き取りについて、児童の意向を尊重したり、恐怖心を与えないように同性の署員に聴取してもらう等の配慮をしている。		
II 一時保護の環境及び体制整備 1 適切な施設・環境整備		評価
15 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか		a
【判断した理由・根拠】 児童養護施設の設備運営基準で定める一室の定員数や、男女別の居室など、法令を遵守した運営が行われている。子どもの年齢や特性、入所理由を考慮しているが、一度に複数の児童を受け入れる可能性もあり、一時保護委託を行う等して調整しながら受け入れている。夜間は食堂を就寝前まで開放し、子どもが過密にならずに過ごすことが出来ている。また、食堂の窓側にカウンター席があり、個別に食事を摂ったり、自由時間にポータブルプレーヤーでDVD鑑賞が出来る等、生活環境の改善に向けた取り組みも行っている。しかしながら、浴室が一時保護所内に1か所しかなく、男女別々になっていないこと、また、入所児童が壊した壁等の穴や壁紙をはがした後など、複数存在しているが、修繕ができておらず、残念ながら安心できる環境とはなっていない。		
II 一時保護の環境及び体制整備 1 適切な施設・環境整備		評価
16 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか		b
【判断した理由・根拠】 入所時、日課やルールが伝えられ、廊下にも日課表を掲示し、日課をベースに集団生活が営まれている。日課に乗れない子どもに対しては、居室や食堂など別の場所での学習を提案したり、カウンター席で食事をする等の対応をしている。頭髪の色は子どもの原籍校で禁止されていない限り、髪の色を求めず、本人の自由としている。また、私服は華美なものや肌の露出度の高いもの以外は着用を認めるなど、子どもの個別性に配慮している。一方で特別な支援を要する子どもが増えてきており、個室やクールダウンのエリアなど、環境整備が必要と思われる。		
II 一時保護の環境及び体制整備 1 適切な施設・環境整備		評価
17 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか		b
【判断した理由・根拠】 清掃は毎日実施しており、居室、廊下、遊戯室、学習室、食堂は生活の場として、清潔な空間が確保されている。また、定期的に害虫駆除を実施し、衛生的な環境が整備されている。外部からの視線は植栽などで遮られ、安心して生活できるように配慮されている。施設設備は改善されつつあり、脱衣所や遊戯室の床の改修工事を実施したり、壁の破損個所の修繕等に向けて積極的に取り組んでいるがなかなか十分な対応ができていない。ただ、浴室が一時保護所内に1か所しかなく、男女別々になっていないことと冬場の浴室は寒さが感じられ、改善が必要である。また、一部改修工事は進んでいるものの、破損した箇所が放置され、はがれた部品で自傷を試みるケースがあったり、傷んだ個所を見て安心感を得られなかったりと課題は山積している。		

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備 2 管理者の責務		評価
18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a
【判断した理由・根拠】 管理者（一時保護課長）が入所受け入れの調整をしている。管理者の職務内容は「一時保護所事務分掌」に明示し、職員に周知している。今年度は、管理者が異動で替わったこと管理者が不慣れな点、育休や療養、退職等の諸事情により、職員数が不足している期間が長期化したことなどで、十分なスーパーバイズ、適確な助言やアドバイスが出来なかった点が多々あった。今後、風通しの良い、職場づくりに努め、職員との信頼関係を構築し、子どもへの支援・指導にリーダーシップを発揮していきたい。		
Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備 3 適切な職員体制		評価
19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b
【判断した理由・根拠】 職員は経験者が多く在籍しているが、今後も安定的に職員が確保できるのか不安がある。長期療養や、産休・育休職員が1名でもいれば、勤務体制がひっ迫するうえに、児童が不調時は宿直職員と残業職員が対応することになっているが、長期的な対応になると人数が少ないため疲労が蓄積し、パフォーマンスが落ちていた。 今年度は、産休・育休職員、病欠職員の補充がない状態が長期化していた。とくに7～10月は、職員が3名欠員していた上に、学習指導員も1名欠員している状況だった。10月から育休職員の補充はあったが、宿直ができないため、宿直勤務の回数が労働基準を超えることが数回あった。さらにはもう一人の学習指導員も退職し2名欠員状態が続いており、学習の機会が保障されているとは言い難い。		
Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備 3 適切な職員体制		評価
20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所事務分掌表で児童指導員や保育士等、各職種の役割は明確にされている。福祉の専門職と行政事務職のバランスに配慮した職員配置が行われ、社会福祉士の資格を有する職員も複数おり、子どもの支援・指導に携わっている。日々の子どもの行動について、職員は担当児童福祉司、担当児童心理司と日誌や電話、口頭、メール等で情報共有を図っている。 ただし、今年度は習指導員が2名とも欠員しており、不在。職員も、産休や育休の代替がスムーズに派遣されず、人員不足となり十分子どもに関われない期間が度々あった。		
Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備 3 適切な職員体制		評価
21	情報管理が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 個人情報の取扱いは、県の個人情報保護に関する規定や一時保護所運営指針に基づき行われている。子どもの個人情報に関する書類は、職員以外の立ち入りを禁じている常時施錠管理された職員室に保管されている。工事関係業者が訪問する際は、ホワイトボードに記載している児童名の個人情報が見えないようにしたり、不要な書類はシュレッダーで廃棄するなど、個人情報が外部に漏れることがないように配慮している。 個人情報等の管理に関しては、新人職員研修等、県庁で実施される研修に参加し、知識の習得と理解に努めている。		

II 一時保護の環境及び体制整備 3 適切な職員体制	評価
22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所年間計画の目標として「職員の研修への積極的参加、OJTの充実を行い、職員のスキルアップを図る」を掲げ、年間研修計画を作成し、計画に基づき一時保護所内研修が毎月1回行われている。研修は心理判定課の職員が講師となり、「発達障害」、「愛着障害」、「トラウマ」等、テーマ別研修と事例研修が実施されている。また、職員の経験や習熟度を考慮し、国立児童自立支援施設や西日本こども研修センターあかし等で行われる研修に参加し、知識の習得とスキルアップに努めている。 しかし、人事異動のある職場のため難しい面もあるが、職員別の研修履歴があると更に良いと思われる。 また、事例検討は実施していないが、子どものトラブルの際にどのように動くのか等、ロールプレイを実施した。	
II 一時保護の環境及び体制整備 3 適切な職員体制	評価
23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 子どもの生活の様子等、留意する事項は日誌に記録され、職員はいつでも必要な情報を確認できる。職員間の情報共有や引継ぎについてはシフト制勤務のため、毎朝の職員会議と夕方出勤する夜間指導員との会議で前日の子どもの様子や行動など、子どもの支援・指導に関する必要な情報を共有して引き継いでいる。	
II 一時保護の環境及び体制整備 3 適切な職員体制	評価
24 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所は中央児童相談所に併設され、担当児童福祉司、担当児童心理司と連携が保てる範囲に設置されており、三者協議等を通して援助の方向性を決めるなど連携して取り組んでいる。八代児童相談所は地理的に離れた場所に設置されているが、管理者が週1回出向いて連携が図られたり、担当児童福祉司とは随時電話やメールを介して情報共有が行われている。また、子どもの記録が記載された日誌はパソコンのネットワークを活用して共有する仕組みが構築されている。児童福祉司や児童心理司と組織的に連携する体制は整備されているが、担当職員によっては連携に濃淡が見られ、切迫感が伝わらない場面が何度かあった。児童の対応について、一時保護施設職員での検討はしていたが、担当司や心理司を含めた検討はできていなかったため、更なる連携の強化が望まれる。	
II 一時保護の環境及び体制整備 3 適切な職員体制	評価
25 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	b
【判断した理由・根拠】 時間外勤務や年次有給休暇の服務面については、県の取り扱いに沿って適切に実施されている。シフト制勤務のため、休暇の取得を希望する職員には出来るだけ希望に沿うよう配慮して勤務表を作成している。上司や同僚と相談しやすい風通しのよい職場環境作りに努めており、ハラスメントに対する取り組みも適切に対応している。 しかしながら、物の収納スペースが足りず、執務室や医務室等に色々な物が散乱しており、整理整頓が必要である。 また、学習指導員や職員の欠員により、職場環境は、適切であったとは言えない。時間外勤務の増加が甚だしく、職員の負担は大きかった。 その他、児童からの暴言暴力を受けても、ケアやフォローを受けることができる体制ができていない。	

II 一時保護の環境及び体制整備 4 関係機関との連携	評価
26 医療機関との連携が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 一時保護所に看護師が常駐し、子どもの健康管理を行っている。必要な場合は児童福祉司と同行し、医療機関を受診している。児童相談所の保健師が職員会議に参加し、適宜児童の状態を把握しており、子どもの健康面や服薬管理に助言やアドバイスをしている。 看護師は会計年度任用職員で勤務時間にも制限があるが、保護所生活では入所時の健康管理等、看護師の担う役割はかなり大きい。 また、日赤病院が隣接していることから、必要時は迅速に医療を受ける体制が取れているが、一時保護所からの病院受診の必要性を訴えるもすぐには受診につながらないケースが散見され、特に精神科、心療内科系の受診は長期間待たされるケースがあり、速やかな受診が望まれる。	
II 一時保護の環境及び体制整備 4 関係機関との連携	評価
27 警察署との連携が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 子どもの暴行や無断外出事案等が発生した場合は、警察署の迅速、適切な協力が得られる体制が構築されている。警察署との連携は担当児童福祉司が行ったり、子どもが警察から面接を受ける時は児童相談所に常駐している現職警察官が子どもに付き添うなどして連携している。また、現職警察官から抑制や安全確保の研修を受けている。	
II 一時保護の環境及び体制整備 4 関係機関との連携	評価
28 施設や里親等との連携が図られているか	a
【判断した理由・根拠】 処遇方針として児童養護施設等への措置や里親等への委託が適当と判断した場合は、前者の場合は施設職員との面接を、後者の場合はマッチングのための面接、外出等を一時保護中に実施している。措置及び委託の場合は、一時保護中の行動観察情報を施設等に提供し、支援の継続を図っている。施設への入所や里親委託へ移行する際は、児童福祉司が受け入れ先の施設や里親と面接の場を設けたり、見学するなどして子どもの不安軽減に努めている。また、必要に応じて一時保護所の職員は担当児童福祉司の同席の下、施設職員や里親に子どもへの配慮が必要な点や特性、不穏時の対応、得意な面などを伝え、子どもが安心して新しい生活に移れるよう支援している。	
II 一時保護の環境及び体制整備 4 関係機関との連携	評価
29 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護されている子どもの教材について、原籍校から教材の提供を受ける際は児童福祉司を介して行っていたり、病院や学校など関係機関との連携も担当児童福祉司が行っている。また、一時保護解除後の支援の継続性を確保するため、児童福祉司が関係する要保護児童対策地域協議会に情報提供するなど、地域との連携が図られている。	
III 一時保護所の運営 1 一時保護の目的	評価
30 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	b
【判断した理由・根拠】 理念を「1、子どもの最善の利益を最優先に考慮する」「2、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図る」として明文化し、「一時保護年間計画」に掲載し、年度当初の職員会議の場で職員に周知している。運営指針や業務マニュアル等は必要に応じ随時見直ししていく予定。	
III 一時保護所の運営 2 一時保護所の運営計画等の策定	評価
31 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 年度毎に事業計画は「一時保護所年間計画」として、職員の意見等を反映して管理者が策定している。	

Ⅲ 一時保護所の運営 3 一時保護の在り方	評価
32 緊急保護は、適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 夜間休日に関わらず、一時保護が必要な場合は緊急に対応しているが、一時保護所は部屋数や入所児童の状態により緊急の受け入れが難しい場合が多く、委託先への緊急保護になる場合も多い。緊急保護時は児童福祉司から事前に説明を行い、不足している場合は適宜面接等で説明を行っている。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
33 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 規則正しい生活が身につくように日課が策定されており、掃除、洗濯、配膳、下膳、入浴、排泄等を通して援助・指導している。トイレの手洗い場で固形石鹸を使用していたが、ハンドソープに変更し、より衛生的になった。不定愁訴をする子どもへの対応は看護師を中心に丁寧な対応をしている。また、日課に沿えない児童に対しては無理をさせず、居室で静養させることもある。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
34 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a
【判断した理由・根拠】 小説、将棋だけでなく、漫画、オセロ、カードゲーム等があったり、遊戯室にはバドミントン、卓球、ドッジボール等が楽しめたり、大きなスクリーンが設置され、映画観賞会やダンスの練習、エクササイズ等、多様なレクリエーションが用意されている。また、食堂の窓側にカウンターを設け、一人で読書や音楽、DVDを鑑賞することが出来る。また、定期的に所外レク、所内レクを企画しており、動物園や恐竜博物館の見学、クリスマス会、餅つき等のイベントも実施している。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
35 食事が適切に提供されているか	a
【判断した理由・根拠】 食事は栄養士が作成したメニューに基づき、栄養バランスに配慮したものが適切な時間に提供されている。食物アレルギーのある子どもに誤食が発生しないように他児とトレイの色を変えて提供している。厨房では衛生管理が徹底され、調理員は定期的に検便を実施して健康管理を行い、食事の安全・衛生を確保している。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
36 子どもの衣服は適切に提供されているか	b
【判断した理由・根拠】 衣類は私物の他、貸与も行い、適切に対応している。衣服は毎日洗濯し、清潔を保つようにしたり、小学生以上は下着、靴下の手洗いや洗濯物干しを自分で行えるように支援している。また、運動後に汗をかいた際には適宜、着替えを行っている。子どもの体形に合わせた動きやすい服が提供され、寒さ、暑さにも対応出来ている。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
37 子どもの睡眠は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 児童の年齢に応じて睡眠時間を確保しており、寝具や温度、照度の環境も適切である。小学1年以下の子どもは20時に、その他の子どもは21時に消灯し、朝は7時を起床時間として設定している。幼児の午睡時間は13時から14時30分迄とし、年長幼児については本人の気持ちを尊重している。 また、感覚過敏やその他の理由で眠りが浅かったり、十分睡眠が確保できないケースが時折りあり、服薬を含めた医学的支援が必要と感じる場合も、受診まで時間を要したり、処方が認められなかったりする場合があり、喫緊の課題と感じる。	

Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
38 子どもの健康管理が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 毎朝起床時に検温を実施し、健康状態の把握に努めている。また、入所時に嘱託医による健康診断を実施し、一時保護所職員と看護師は情報を共有し、必要に応じて医療機関の受診を行っている。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
39 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	c
【判断した理由・根拠】 閉鎖型の保護所であるため、児童の通学は出来ていないが、9時30分から3時間の学習時間が確保されている。教材は学校からの提供を受けたり、学年や習熟度に応じた教材の提供をしたり、子どもの特性や学力に応じ、個別対応が必要な児童には職員が同席して支援している。ただし、10月から学習指導員は不在となっており、現在は児童指導員が代わりに学習の時間対応しているが、十分な学習の機会が保障がなされているとは言い難い。また、学校と連携して児童の学校の課題や、テストなどを用意してもらえる児童と、もらえない児童とばらつきがあった。児童の中には、退所後、学校の勉強についていけずに不登校気味になってしまった児童もいた。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
40 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 未就学児について、保育士を中心に保育が行われており、年齢や発達段階に応じた遊びを提供し、注意や配慮も行っている。保育は遊戯室、食堂、中庭を使用して運動遊び、感覚遊び、お絵描き、制作をし、様々な遊具で遊べるように工夫している。	
Ⅲ 一時保護所の運営 4 一時保護所における保護の内容	評価
41 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 家族との面会、電話、文書等への対応は担当児童福祉司や担当児童心理司に伝え、適切な支援となるよう取り組んでいる。家族との面会后、担当児童福祉司が児童の様子を記録し、保護所職員と情報を共有している（担当司によって濃淡があり課題が残る印象）。面会が難しい児童にはその都度、担当児童福祉司が説明している。	
Ⅲ 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
42 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 入所時のオリエンテーションで身体接触禁止を丁寧に説明している。また、異性から性加害を受けた子どもに対しては、出来るだけ同性の職員が対応する等、適切な対応に努めている。トラウマ症状や自傷等がある場合は、速やかに担当児童心理司と情報共有し、必要に応じて病院受診を実施している。一時保護所内で性教育研修の充実が望まれる。ただし、今年度トラウマケア（治療）が必要なケースで、本人の固辞により実施できなかったケースがあり、今後の課題と感じる。	
Ⅲ 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
43 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 自傷、他害のある児童への声掛けは受容的に行っており、気持ちに寄り添う対応をしている。また、担当児童福祉司、担当児童心理司と一時保護所職員間で情報共有やアセスメントを行い、児童の状況把握に努めている。事案が発生した際、子どもの抑制も複数人で適正に実施しているが、今後も職員がとる行動の研修の充実が求められる。ただし、今年度は人員が不足するなか、他児への加害の蓋然性が極めて高いケースの入所があり、病院との連携不足、職員のマンパワーやスキル不足も重なって、実際に性加害の発生を許してしまった。深く反省すべきで、厳に再発防止に努める必要がある。また全体的に暴力などの加害事案が多発したように感じる。	

III 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
44 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 令和5年度、令和6年度に無断外出が発生。しかし、「一時保護児童の無断外出対応マニュアル」に基づき、適切に対応し、戻ってきた児童は温かく迎え入れ、気持ちに寄り添う対応を行っている。また、無断外出対応訓練を児童相談所全体で年に1回実施している。	
III 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
45 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 近年、重大事件に該当する子どもの一時保護は行われていないが、事案が発生した際は、家庭裁判所と協議し、連携を図りながら適切な対応を行うこととしている。	
III 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
46 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 身近な親族等を失った事例が発生した場合、子どもの年齢や状況に応じて、子どもの意向を確認し、担当児童福祉司が同行し、葬儀等に列席させることとしている。喪失感への配慮やグリーフケアを担当児童心理司と連携しながら実施するとしている。	
III 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
47 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 被虐待児を受け入れる場合、一時保護所職員は担当児童福祉司や担当児童心理司と情報を共有し、アセスメントを行い、行動観察ポイントを明確にして適切な見立てを行っている。被虐待児の入所が増加しており、担当児童福祉司、担当児童心理司との更なる連携・チーム体制の強化が望まれる。	
III 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
48 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 身体障がいがある子どもについては、浴室、トイレ、居室、バリアフリー等、ハード面で限界があることから障がい児入所施設への一時保護委託等で対応している。軽度の知的障害や精神障害、発達障害を有する子どもは受け入れており、職員間で研修を実施し、障害への理解を深めている。	
III 一時保護所の運営 5 特別なケアの実施	評価
49 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 医療行為が必要と判断される子どもは担当児童福祉司と協議の上、速やかに医療機関を受診したり、看護師を中心に服薬管理を行い、必要な情報は職員間で共有している。医療機関の受診は診療科ごとに留意点をマニュアルで示し、迅速な対応が出来るようにしている。 令和6年度においては、飛び降りによる腰骨を損傷している児童やI型糖尿病の児童の受入を行ったが、I型糖尿病のケースについては病院、児相、保護所の連携が不十分で入所直後は適切な支援が困難な場面があった。 また、薬の処方について希望に添えないことがたびたびあり、保護所運営に支障が生じていると感じる場面がある。	

Ⅲ 一時保護所の運営 6 安全対策		評価
50 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか		b
【判断した理由・根拠】 「一時保護児童の無断外出対応マニュアル」に基づき、事前対応から初期捜索までの手順を職員間で共有し、1年に1～2回、「無断外出対応訓練」を実施しており、発生時の対応は明確にされている。児童間の雰囲気やキャッチした段階で全職員への情報共有をし、職員の見守りを強化したり、子どもの話をよく聴くことで不安や不満の解消に努めている。また、無断外出した事例を分析し、職員と情報を共有し、再発防止策を考えている。 ただし、去年に続き、複数回の無断外出が発生してしまったことから、発生しないハード的な仕組みづくりも重要であるが、入所児との信頼関係を含め、ソフト面での重要性を感じる。		
Ⅲ 一時保護所の運営 6 安全対策		評価
51 災害発生時の対応は明確になっているか		a
【判断した理由・根拠】 避難訓練を毎月実施し、具体的な避難計画を作成している。地震防災訓練では、太鼓の音を地震発生として臨場感を出したり、毛布で簡易担架を作り、負傷者の救助訓練を行っており、避難訓練実施状況に記録されている。子どもの記憶に残りやすいように工夫している。		
Ⅲ 一時保護所の運営 6 安全対策		評価
52 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		b
【判断した理由・根拠】 入所時に感染症の有無は確認しており、感染症が発生した場合は部屋割りを変更し、隔離したり、食器は使い捨てのものを使用する等、感染予防に努めている。感染症予防マニュアルも作成されており、予防や発生時の対応が明確になっている。また、職員に発熱があった場合は、出勤を控えるなど、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の徹底を図っている。 一時保護施設は閉鎖的な環境のため、感染症が出てしまうと感染拡大を防ぐことは容易でない。コロナが5類になってからは感染症有無の確認なく入所するため、入所後24時間は個室隔離としているが、万全の体制とは言えない。		
Ⅲ 一時保護所の運営 7 質の維持・向上		評価
53 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか		b
【判断した理由・根拠】 一時保護所運営指針、一時保護課職員業務マニュアルが作成されている。運営指針や業務マニュアル等は必要に応じ随時見直ししていく予定。		
Ⅲ 一時保護所の運営 7 質の維持・向上		評価
54 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか		a
【判断した理由・根拠】 毎月、一時保護所内研修を実施したり、社会福祉士や保育士の実習、里親の研修、弁護士等関係者の視察など、第三者の視点や意見を参考に改善に取り組んでいる。年に1回自己評価、3年に1回第三者評価を受審し、質の向上に向けた取り組みを実施している。		
Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 1 アセスメントの実施		評価
55 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか		b
【判断した理由・根拠】 一時保護開始時に児童虐待通告票等をもとに情報を共有したり、担当児童福祉司から家庭や学校の様子、子どもの心身の状況、生活、成長・発達、健康状態、医療機関の受診状況、服薬・アレルギーの有無等の情報を得ている。		

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 1 アセスメントの実施	評価
56 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	b
【判断した理由・根拠】 保護開始後、約1週間以内に開催される一時保護所職員、担当児童福祉司、担当児童心理司による三者協議において、児童の情報把握に努め、行動観察の要点を整理している。これに基づき行動観察表を作成し、援助方針会議に行動診断として提出している。社会診断・心理診断・医学診断とともに総合的に支援方針を決定している。	
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施	評価
57 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
【判断した理由・根拠】 担当児童福祉司、担当児童心理司との協議を通して、児童の状況を把握し、アセスメントしている。児童の生活は日課とルールに沿って支援されているが、昼夜逆転で入所した児童については、無理に日課に乗せようとせず、少しずつ日課に乗るようにしていくなど、職員会議等でも検討し、個別対応、個別ケアを行っている。	
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施	評価
58 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b
【判断した理由・根拠】 子どもの変化は日々の観察を通して、日誌に記録し、職員会議等で共有し、変化に応じた支援となるよう取り組んでいる。入所後30日を経過した場合は、一時保護所職員、担当児童福祉司、担当児童心理司による「30日協議」を実施し、支援を見直したり、必要のない長期の保護が行われないようにしている。 今年度は昨年度に比較して2か月を超過した児は減少しているものの、事柄の性格上重大な案件が長期化しがちであり課題は残る。	
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 3 子どもの観察	評価
59 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 子どもは相手によって見せる言動や態度が異なる場合もあるため、気持ちや行動には多面性があることを念頭に置きながら、子どもの様子を毎日の日誌に記録しており、それをもとに行動観察表を作成する仕組みがある。行動観察表を作成後、職員全体で協議し、多角的な観察が行われている。 しかし、10月より学習指導員が不在となっているため、学習面の細かい観察は課題が残る。	
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 3 子どもの観察	評価
60 観察会議が適切に実施されているか	b
【判断した理由・根拠】 毎朝の職員会議で前日の子どもの状況について引継ぎが行われている。観察会議は適宜開催されており、観察会議をもとに行動観察表を作成している。また、問題のある児童については、適宜会議を行い、対応を検討している。	
V 一時保護の開始及び解除手続き 1 開始手続き	評価
61 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 入所時、担当児童福祉司からの情報や子どもの傷・あざ、所持品を確認し、日用品、着替え等を持っていない子どもに関しては、下着、靴下、歯ブラシについては支給、その他着替え、学習用具等については貸与している。また、健康診断を実施し、服薬等必要な支援を行っている。	

V 一時保護の開始及び解除手続き 1 開始手続き		評価
62 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		b
【判断した理由・根拠】 所持品一覧表を作り、預かり品については職員室保管、倉庫保管を明記して管理し、保護解除時に返還が行われている。ぬいぐるみや枕等、心理的に大切なもので、破壊や盗難の可能性の低いものに限り、子どもが所持できるよう認められている。また、高価なものや保護中に不必要なもの等はトラブルを避けるため、担当児童福祉司を通じて保護者に返却している。 今後、子どもの権利擁護の視点からも必要に応じ見直しを行っていく予定。 また、持参した貴重品については取扱要領を定めて事務室内で管理をしている。基本的には、健康保険証等を除き一時保護後の初回面接時に保護者に返還するが、児童の個人情報が入っている通信機器などは、こどもの意向を確認した後こどもの管理物品として返却しないことがある。		
V 一時保護の開始及び解除手続き 2 解除手続き		評価
63 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか		a
【判断した理由・根拠】 子どもの情報は行動観察表にまとめられ、援助方針会議を経て、担当児童福祉司から施設職員や関係機関に情報提供されている。必要に応じて、一時保護所職員が施設職員と面会し、子どもへの対応や継続的に取り組むべき事項について説明することもある。		
V 一時保護の開始及び解除手続き 2 解除手続き		評価
64 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		a
【判断した理由・根拠】 入所時に「所持品一覧表」を作成しており、保護解除時に保護所職員と担当児童福祉司立会いのもと、子どもに所持品を返還している。返還の際は、児童及び担当児童福祉司から受領証に署名をもらっている。 しかしながら、十分な確認をしながらも、返却もれが発生する場合もみられているため、今後対応の見直しを検討する必要がある。		